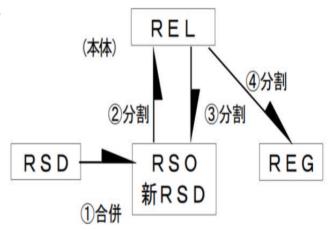
# るな!向き合え!話合

### 会社からの一方的な転籍は、違法です

ルネサスグループは、今年4月1日付で設計会 社を統合し、新しい「(株)ルネサスシステムデ ザイン(RSD)」として発足させようとしてい ます。それに伴い、ルネサス本体や旧RSDなど から、大量の社員が承継転籍となる見込みです。

昨年4月には製造子会社の統合と、それらの会 社(RSMCおよびRSPT)への大量転籍がす でに行われています。今回の設計部門の分社化に よって、ルネサス本体はわずか3000人の会社 となり、大半の従業員が子会社所属になってしま います。

「子会社所属と言うだけで格付けを下げられ、 賃金も下がった」「ルネサス本体の仕事をしてい



るのに、おかしいではないか」「賃下げが目的の子会社化ではないのか」「デバイスソリューショ ンは今後縮小ではなかったのか。縮小予定部門を切り出して、行き詰ったらリストラをするつもり なのか」「転籍とともに遠地へ転勤し、仕事も変われと言われた。辞めさせるための嫌がらせでは ないのか」「そもそもこんな一方的な転籍が許されるのか」などの声は、私たちが抱く当然の疑問 です。

民法625条では、「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を一方的に第三者に譲り 渡すことができない」と「人身売買」を禁じています。

これは例えば、現RSDの社員を、本人の承諾を得ないまま会社が一方的に新RSDに転籍させ られないことを意味しています。他の会社についても同様です。

さらに、今回のように「会社分割・承継転籍」となる場合には、商法等改正法附則第5条によっ て、会社は労働者個人と協議をしなければなら ないことが定められています。

これを略して「5条協議」と言い、会社分割 承継が労働者に与える影響が大きいので、労働 者を保護するために国会決議を経て織り込まれ ました。

分割会社は、会社分割の効力発生日以後に労 働者が勤務することになる会社の概要や、当該

労働者が分割される事業に主として従事するか、否かなどについて十分に説明を行い、

労働契約に取り扱いに関する措置 第5条

この法律による改正後の商法及び有限会社法に基 づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、 分割をする会社は、分割計画書又は分割契約書を本 店に備え置くべき日までに、労働者と協議するもの とする。

ひとりでも入れる労働組合。

電機・情報ユニオン本部。

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3エムエフ新橋601↔

Tel &Fax 03-6450-1777 ₽

Email: denkiunion@gmail.com→

URL (http://www.denki-joho.jp/) ₽

2015年3月 No.28₽ ルネサス関連労働者懇談会

E-Mail:renesaskon@gmail.com↓

Web: http://www.renesaskon.net/↩

住所:〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3→ エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6540-1777 ₽

(裏面に続く)

## 

本人の希望を聴取したうえで、労働契約の承継の有無、従事することが予定される業務の内容、就 業場所などについて、協議しなければなりません。

協議は、労働契約承継法が定める通知をすべき日までに十分な協議ができるよう、時間的余裕を みて開始しなければなりません。

## 省・法務省 手続き上「瑕疵」がある

電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員 長らは2月12日(木)、日本共産党の小池晃 参院議員の設定で、今回のルネサスの労働契約 承継法について、厚生労働省と法務省の担当官 から「レクチャ」を受けました。

厚労省と法務省の担当官は、

- ★「5条協議」は、労働組合と会社が行う労 使協議とは異なり、仮に、労働組合が分社 化を認めても、労働者個人が会社と協議す る権利は失効しないし、影響も受けない。
- ★内々示のための部長との面談や、人事部長 や幹部による一括した説明会のようなもの は、「5条協議」には該当しない。
- ★今回のルネサスの手続きは、労働者との協 2月12日(木)、厚生労働省と法務省からのレクチャ 議を怠っているという「瑕疵(かし。手続き 上で特段の重大なミス)」がある。との見解を示しました。

社内では、「協議はすでに行われている」とか、「今回の転籍は異議申し立てが出来ない」など の説明も一部ではされていますが、明らかな違法行為です。

折しも今、社内ではCSR教育が実施されています。たとえ会社のために良かれと思ってやろう とも、違法な事は厳禁であると、私たちは教えられています。全く正しいと思いますし、「5条協 議」もおいても然りです。

会社には、法から逃げず、労働者に真摯に向き合って、きちんと協議することが求められます。

## 会社との協議は、代理人交渉も可能です

ところで、「そうは言っても、個人で会社と協議をするなどハードルが高すぎる」と言うのが、 私たちの普通の感覚だと思います。しかし心配は要りません。「5条協議」は、たった一人で協議 をしなくてはならないというものではありません。同じ意思の者が団体で協議することもできます し、必要なら代理人を立てることもできます。

すでに、職場の数人の有志が、電機・情報ユニオンの役員と弁護士を代理人に選定し、会社に 「異議申し立て」を行っています。

「5条協議」は、私たち一人ひとりが、無茶な転籍やそれに伴う労働条件の引き下げに対抗でき る最大の機会です。この機会をぜひ生かしたいと思われる方は、いますぐ電機・情報ユニオン、ル ネサス懇にご相談ください。

## 川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先:電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士 メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

